＜記載例Ⅱ－ⅩⅣ＞

法第８条第２号の技術上の基準に関する事項

（一般則第８条第４項の技術上の基準に対応する事項：移動式製造設備）

※第６条の２第２項の規定に適合するコールドエバポレータ又は第７条の３第２項の圧縮水素スタンドの液化水素貯槽の貯槽に液化ガスを充塡するものに限る。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| 第８条第２項の準用（第８条第４項第１号） | 第８条第２項第１号ニ及びヘ並びに第２号の基準に適合します。 |  |
| （第８条第２項第１号二） | 　貯槽に液化ガスを充塡するときは，当該液化ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の90パーセントを超えないように行います。 |  |
| （第８条第２項第１号ヘ） | 　可燃性ガス，毒性ガス又は酸素の製造設備を使用して高圧ガスを貯槽に充塡するときは，当該製造設備の配管と当該貯槽の配管との接続部分において当該ガスが漏えいするおそれがないことを確認し，かつ，充塡した後は，これらの配管内の当該ガスを危害の生ずるおそれがないように少量ずつ放出した後にこれらの配管を取り外します。 |  |
| 第６条第２項第８号の準用（第８条第２項第２号） | 　貯蔵設備である充塡容器等及びその容器置場は，第６条第２項第８号（ただし，車両に固定された容器（超低温容器又は低温容器を除く。）にあってはホを除く。）の基準に適合します。 |  |
| イ．充塡容器残ガス容器の区分 | 充塡容器等は，充塡容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置きます。 | 添付書類№ |
| ロ．充塡容器等のガス別の区分 | 　可燃性ガス，毒性ガス，特定不活性ガス及び酸素の充塡容器は，それぞれ区分して容器置場に置きます。 | 添付書類№ |
| ハ．容器置場に置くことができるもの | 　容器置場には，計量器等作業に必要な物以外の物は置きません。 | 添付書類№ |
| ニ．容器置場の周囲における火気等の制限 | 　容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲２ｍ以内においては，火気の使用を禁じ，かつ，引火性若しくは発火性の物を置きません。ただし，容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は，この限りでないものとします。 | 添付書類№ |
| ホ．充塡容器等の温度 | 　充塡容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は，常に温度40度（超低温容器又は低温容器にあっては，容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保ちます。 | 添付書類№ |
| へ．圧縮水素運送自動車用容器の温度 | 　圧縮水素運送自動車用容器は，常に温度65度以下に保ちます。 | 添付書類№ |
| 条項 | 対応事項 | 備考 |
| ト．充塡容器等の転落転倒防止措置 | 　充塡容器等（内容積が5Ｌ以下のものを除く。）には，転落，転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ，かつ，粗暴な取り扱いをしません。 | 添付書類№ |
| チ．容器置場の燈火 | 　可燃性ガスの容器置場には，携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入りません。 | 添付書類№ |
| 液化酸素の充塡（第８条第４項第２号） | 液化酸素を充塡するときは，液化酸素の移動式製造設備の外面から当該事業所の敷地境界に対し４ｍ以上の距離を有し，又はこれと同等以上の措置を講じていることを確認した後に行います。 | 添付書類№ |
| 液化水素の充塡（第８条第４項第２号の２） | 液化水素を充塡するときは，液化水素の移動式製造設備の外面から当該事業所の敷地境界に対し６ｍ以上の距離を有し，又はこれと同等以上の措置を講じていることを確認した後に行います。 | 添付書類№ |
| 車両の固定（第８条第４項第３号） | 車両に固定した容器に高圧ガスを送り出し，又は当該容器から高圧ガスを受け入れるときは，車止めを設けること等により当該車両を固定します。 | 添付書類№ |
| 充塡ホース及びバルブ等の清掃（第８条第４項第４号） | １　液化酸素を充塡するときは，あらかじめ，バルブ，貯槽及び充塡ホースとバルブとの接触部に付着した石油類，油脂類又は汚れ等の付着物を除去します。２　１に加え，貯槽とバルブとの間には，可燃性のパッキンを使用しません。 | 添付書類№ |
| 液化酸素を充塡するときの火気との距離（第８条第４項第５号） | 液化酸素を充塡するときは，液化酸素の製造設備の周囲４ｍ以内においては，火気（当該製造設備内のものを除く。以下この号において同じ。）の使用を禁じ，かつ，引火性又は発火性の物を置きません。ただし，製造設備と火気若しくは引火性若しくは発火性の物との間に当該製造設備から漏えいしたガスに係る流動防止措置又はガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は，この限りではありません。 | 添付書類№ |
| 液化水素を充塡するときの火気との距離（第８条第４項第６号） | 液化水素を充塡するときは，液化水素の製造設備の周囲２ｍ以内においては，火気（当該製造設備内のものを除く。以下この号において同じ。）の使用を禁じ，かつ，引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし，製造設備と火気若しくは引火性若しくは発火性の物との間に当該製造設備から漏えいしたガスに係る流動防止措置又はガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は，この限りでない。 | 添付書類№ |